

集合住宅共用部LED化の申請を 検討されている方へ

申請できる要件は

- ① 板橋区内の集合住宅共用部にある照明器具の改修に伴い、新たにLED照明を購入して、設置工事を行うこと。
- ② 補助金交付申請時点において設置工事に着手していないこと。
- ③ 平成30年3月20日までに設置完了報告書等を提出できること。
- ④ 個人が申請する場合は、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと
法人が申請する場合は、法人住民税を滞納していないこと
(管理組合が申請する場合は必要ありません)



対象機器の要件は



既設の照明から省エネルギー効果が高いLED照明への改修を行うこと。

今まで照明の無かった場所に新たにLED照明を付ける場合は、対象になりません。

また、LED照明器具への器具全体の交換、又は既存の照明器具に配線工事を行ってLED照明に交換する場合は対象となり、ランプ交換のみの場合は対象となりません。

☆ 非常灯・誘導灯は対象にならないの？ ☆

対象になります。ただし

- ・非常灯の場合、建築基準法施行令第126条の5の規定等に適合する器具への交換
- ・誘導灯の場合、消防法施行令第26条の規定等に適合する器具への交換 が条件となります。



☆ 非常灯・誘導灯の対象・対象外については次のとおりです ☆

- | | |
|--------------------------|-----|
| ・非常用照明 ⇒ 非常用LED | 対象 |
| ・非常用照明専用形※ ⇒ 非常用LED専用形 | 対象外 |
| ・非常用照明 ⇒ 一般LED+非常用LED専用形 | 対象 |
| ・一般照明+非常用照明専用形 ⇒ 非常用LED | 対象 |
| ・非常用照明専用形 ⇒ 一般LED | 対象外 |
| ・誘導灯 ⇒ 一般LED | 対象外 |
| ・誘導灯 ⇒ 誘導灯 | 対象 |

用途が変更
となるため

※非常用照明専用形とは、非常時のみ点灯するものです



設置対象となる共用部とは？

- ・ エントランス ・ 廊下
- ・ 駐輪場 ・ 駐車場 ・ 階段
- ・ 建物外壁等（夜間常時点灯しているもの）



平成 29 年度から新たに加わりました！

- ・ 管理人室
 - ・ 電気室
 - ・ 機械室
- 等

対象になりませんので、ご注意ください。

◎ 申請手続きに必要な書類について ◎

★全申請者共通★

a 板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付申請書

※ 申請書は板橋区のホームページからダウンロードすることが出来ます。また、板橋区役所北館 7 階 12 番窓口でも配布しています。

b 添付書類

① LED 設置工事に係る見積書とその内訳書のコピー

※ 機器の製品型番・数量等を明記してあるもの

② ①に記載のある製品のパンフレット

※ 機器の形状・規格・仕様・消費電力がわかるもの

③ 建物の平面図

※ 平面図に照明の位置を記入してあるもの

④ 既存の状態を示す写真

※ 補助金対象箇所全ての写真が必要。

※ 施工箇所が多い場合ピックアップした写真の提出でも可。

⑤ 既存の照明の消費電力（ワット数）がわかる書類

省エネルギー効果が高い改修であることを確認します。

※ 例 ③の平面図への書き込み・表（申請者任意作成）・提案書（施工業者作成）等

別記第1号様式甲(第5条関係)

平成 年 月 日

(宛 先)
板 橋 区 長

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付申請書

〒 _____
住 所 _____
フリガナ _____

申請者氏名 _____ (印)
電話番号 _____
(管理組合、法人等の場合は、その所在地、事業者名等及び代表者氏名)

内容について問い合わせることがありますので、必ず連絡がつく番号を記入してください。

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記入を忘れないように、建物名までご記入ください。

1 設置する場所 _____ 板橋区

2 設置する機器等

機器等の種類	※該当する機器等に✓印	出力値等	設置に要する経費(税込み)	交付申請額(※1,000円未満切り捨て)
1 太陽光発電システム		太陽電池パネルの最大出力値 kW		円
2 太陽熱温水器			円	円
3 燃料電池システム			円	円
4 蓄電池システム		蓄電池の容量 kWh		円
5 HEMS			円	円
6 窓の断熱化			円	円
✓ 7 集合住宅共用部LED化			円	円

※ 1枚の申請書で全ての機器等の申請が可能です。同一年度内での申請は、各種類1回限りとなります。

3 住宅の状況等 (該当する口に✓を記入してください。)

① 自己所有 賃貸又は使用貸借

② 新築 既築

③ 申請者が居住する戸建住宅 申請者が居住する集合住宅 その他住宅(集合住宅共用部、管理組合等)

4 工事着手予定日 (窓の断熱化および集合住宅共用部LED化) 平成 年 月 日

5 設置完了予定日 平成 年 月 日

※ 申請書は2ページあります。ご注意ください。
※ 申請者印はスタンプ印不可です。
※ 申請者氏名は、住民票と同じ表記でご記入ください。

変更があった場合は、この日より前に変更届を提出していただくこととなりますので、余裕を持った日をご記入ください。

⑥ 安全等確認書

- ※ 配線工事を伴うランプ交換及び非常灯・誘導灯の設置を行う場合に必要。
指定の用紙に施工業者が記入・押印したもの。

◎ 申請者別添付書類 ◎

(1) 管理組合での申請の場合

- ⑦ 管理規約の写し（全て）
- ⑧ 決議書（LED照明設置に係るもの）の写し（印の無いものは不可）

(2) 個人オーナーによる申請の場合

- ⑨ 住民税及び軽自動車税納税証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。滞納の有無を確認します。
平成29年9月30日以前に申請する場合は、平成28年度の証明書を、平成29年10月1日以降申請の場合は、平成29年度の証明書を提出してください。
 - ※平成28年1月1日以前から板橋区に住民票があり、申請書裏面の「7区税納付状況調査に関する同意」に同意していただけるのであれば、添付は不要です。
- ⑩ 建物登記事項証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。建物の所有者・使用用途を確認します。

(3) 中小企業等による申請の場合

- ⑪ 法人住民税納税証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。滞納の有無を確認します。
 - ※ 平成29年9月30日以前に申請する場合は、平成28年度の証明書を、平成29年10月1日以降申請の場合は、平成29年度の証明書を提出してください。
- ⑫ 法人登記事項証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。中小企業等であることを確認します。
- ⑬ 建物登記事項証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。建物の所有者・使用用途を確認します。

以上の書類を整えて、申請してください。

◇ 申請は次の3つの方法で受付けています。



- ① 申請者本人による窓口申請
- ② 施工業者等代理人による窓口申請（委任状不要）
- ③ 郵送による申請

☆☆ 担当・問合せ ☆☆

板橋区資源環境部環境戦略担当課環境政策グループ（区役所北館7階 12番窓口）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号電話：03-3579-2596 FAX：03-3579-2589

ホームページアドレス：http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004900.html